

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和７年度第１四半期）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和7年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託(令和7年5月号～令和8年4月号)	その他	株式会社アド・エモン	5,181,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	淀川区役所所管施設保守点検・修繕等包括的業務委託長期継続	その他	株式会社ザイマックス関西	2,772,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	淀川区役所外 1 施設電気工作物保守点検業務委託他 1 2 件	その他	株式会社ザイマックス関西	22,876,700	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	令和７年度淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）	その他	認定NPO法人ノーベル	8,576,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	令和７年度淀川区専門的家庭訪問支援事業の延長事業	その他	一般社団法人 大阪府助産師会	1,000,879	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	令和７・８・９年度淀川区子育てサービス利用者支援事業	その他	社会福祉法人 博愛社	21,238,728	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「地域見守り活動サポート事業」業務委託	その他	社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会	35,332,480	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	第50回淀川区民まつり事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	8,300,000	令和7年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託
(令和 7 年 6 月号～令和 8 年 4 月号)

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

当該業務は、区民へより効率・効果的に情報を周知するための誌面づくりに向けた技術力、また芸術性・創造性が求められるもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして企画競争（コンペ方式）を採用することとした。選定の基準にあたっては、外部委員 3 名で構成する選定委員会での厳正なる審査を行い、最も点数の高かった事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所 政策企画課 広報担当（電話番号 06-6308-9404）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区役所所管施設保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

淀川区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、企画競争方式を採用する。公募にあたっては、業務に関する提案並びに業務実施にかかる経費の縮減に関する提案を求めることにより、実施事業者のもつ建築物等の施設管理に関するノウハウや幅広い知識・経験、専門性を活用することで、効率的かつ効果的な施設管理業務を実施していくことが期待できる。

選定の基準にあたっては、外部委員 3 名で構成する選定委員会での厳正なる審査を行い、最も点数の高かった事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所総務課（電話番号 06-6308-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区役所外 1 施設電気工作物保守点検業務委託他 1 2 件

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

淀川区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、企画競争方式を採用する。公募にあたっては、業務に関する提案並びに業務実施にかかる経費の縮減に関する提案を求めることにより、実施事業者のもつ建築物等の施設管理に関するノウハウや幅広い知識・経験、専門性を活用することで、効率的かつ効果的な施設管理業務を実施していくことが期待できる。

選定の基準にあたっては、外部委員 3 名で構成する選定委員会での厳正なる審査を行い、最も点数の高かった事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所総務課（電話番号 06-6308-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

NPO法人ノーベル

3 随意契約理由

訪問型病児保育に関しては、行政よりも民間事業者の方が実施のノウハウや専門知識・経験に長けており、詳細な仕様を行政で定めての価格競争よりも、企画競争によって民間事業者のノウハウ・知識等を活かした提案に基づいて事業を実施する方が、高い利用者満足度・優れた事業効果を期待できるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

したがって、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、NPO法人ノーベルの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、NPO法人ノーベルと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度専門的家庭訪問支援事業の延長 業務委託（概算契約）

2. 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

3. 随意契約理由

本事業は、こども青少年局所管事業である「専門的家庭訪問支援事業」の助産師派遣期間を、現在の3か月児健康診査以降から概ね1歳まで延長することにより、養育者が地域子育て支援サービス等へつながり、子育ての仲間づくりや情報交換が行えるよう支援し、育児に対する自信や楽しみを感じられるよう、きめ細やかな支援を行い、子どもの健全な育成や児童虐待を未然に防止することを目的としている。

望まない妊娠等で出産後も育児困難が予想される妊婦や、出産後間もない時期に様々な理由で養育困難な家庭に対して、3か月児健康診査まではこども青少年局の委託先が助産師を派遣し、育児に関する問題点を総合的に把握し、相談及び育児支援を行い、子どもの健全な育成を図るとともに、子育てに関する知識の提供や悩みの相談を通して、養育者の育児負担の軽減や養育力を引き出している。

3か月児健康診査以降、訪問指導者が変更になった場合、それまでに築かれていた信頼関係はいったん白紙となり、再度新たな訪問者との間で関係を構築していかなければならず、利用者にとっては精神的に大きな負担となる。また、育児等に強い不安を抱く養育者にとっては、訪問者変更による訪問内容の違いが些細であったとしても、そこから不信感を抱き、訪問者と利用者との信頼関係が損なわれ、区が独自の方法で訪問支援の延長をしても、期待する効果が得られない。

このような本事業の特質を鑑み、育児困難感を感じる家庭への支援については、3か月児健康診査以降も、こども青少年局が委託している事業者による継続実施が有効である。

こども青少年局は、平成26年度から「専門的家庭訪問支援事業」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、一般社団法人大阪府助産師会を選定している。

平成27年度から令和6年度においても、信頼関係の構築や利用者の精神的負担の軽

減等の継続性・専門性の観点から、同一の事業者と匿名随意契約を締結し、事業実施してきたところである。

また、令和7年度の実施にあたっては、同局は引き続き一般社団法人大阪府助産師会と特命随意契約を締結する予定となっている。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件については一般社団法人大阪府助産師会と特命随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所 保健福祉課（健康相談）（電話番号 06-6308-9868）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7・8・9年度淀川区子育てサービス利用者支援事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社

3 随意契約理由

本事業は子育て家庭が子ども・子育て支援給付及び地域における子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な地域において保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う（利用者支援）とともに、その機能を果たすために、地域の子育て支援関係機関とのネットワークを構築（地域連携）することにより、子育てしやすいまちの実現に寄与することを目的としている。

事業実施にあたっては、民間事業者のもつ利用者支援及び地域連携に関するノウハウや、子育て支援に関する幅広い知識と経験、専門性を活かした企画提案に基づいて事業を実施する方が、利用者の満足度の高い、多様で優れた事業効果を期待できるため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、選定委員会の結果を受け、委託予定事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課こども教育担当（電話番号 06-6308-9423）

随意契約理由書

1 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域見守り活動サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行のコミュニティソーシャルワーク機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「地域見守り活動サポート事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、これまでの名簿情報の収集・管理から、今後は地域における見守り活動の活発化にかかる支援を行い、地域での見守り活動を通じて得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政との役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働し

て地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーク」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワーク」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体で構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（保健福祉）（電話番号 06-6308-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

第 50 回淀川区民まつり事業委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は企画、運営を主とする事業内容で、事業体としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、市民活動団体・企業等とも協働することで、企画段階から住民ニーズを把握し、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化のための事業とすることを重要視していることから、提案事業者の創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるものである。そのため、公募型プロポーザルの実施により委託予定事業者を選定した。

1 社からの応募があり、選定会議において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、選定基準点に達し、点数の高かった事業者を委託事業者として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）